

平成28年度 地域ケアプラザ事業報告書

1 施設名

横浜市鶴見市場地域ケアプラザ

2 事業報告

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行なったのか、事業計画書を基に具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

市場エリアは市場地区と市場第2地区との2つの自治連合会から成り立っており、また地区ごとの特徴が異なります。いずれも地域活動に積極的であり、町会長を始め地域の関係者が幅広く活動されています。地域の取り組みもそれぞれニーズに即した形で行われており、非常に多くの活動が行われている地区です。それに伴い、ケアプラザも地域（地区ごと）に合わせた支援や活動を行っていく必要があります。

今年度は地域包括支援センター職員1名と生活支援コーディネーターの増員により、相談支援の資質向上および地域資源への取り組みを重視して連携して行います。

また、市場エリア全体を考え、2地区合同で行える活動（ゆうづる夏祭りや民生委員とケアマネジャー合同連絡会など）を継続して行うことで、2地区の連携を強化してまいりました。

また、包括レベル地域ケア会議も運営協議会等で開催し、介護・医療等の課題を地域でどのように支援・見守りを行っていくかなど話し合いを積み、地域の方の力と協力機関等と連携し、独居や認知症高齢者等の課題について検討しています。

市場エリアは、新規転入者が多く人口も増加しているエリアです。小さな子供たちも多く、様々な事業（イベント等）に参加されています。若い世代の方々に地域の活動等に興味を示していただき、地域活動やボランティアなどに参加していただけるよう、アプローチの工夫を継続して行います。他地域組織と連携した自主事業の実施や、新住民と旧住民との交流を引き続き行い、新住民に対してのケアプラザの広報・PRと地域ニーズの把握に努めました。

他、地域住民と障害のある方が自然な形で交流できる場が少ないことも課題であるため、既存の自主事業や、地域のイベント等を通し、障害理解の促進と障害児者の社会参加を目指します。同様に、外国籍住民らが地域住民との自然な交流を持てるよう異文化交流を図れるよう努めています。

これらの事がスムーズに途切れることなく行えるように、「地域活動交流」と「地域包括支援センター」・「生活支援コーディネーター」がそれぞれの立場から把握・検討した地域の情報やニーズを、日常的に共有し、事業等に反映しています。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設の維持管理に当たっては、基本協定書に基づき管理にあたりました。

1 施設・物品管理

(1)保守管理業務については、日常的に目視点検等の保守点検を行い、専門的な点検については専門業者に業務委託することにより定期的に必要な保守管理を行いました。

(2)環境管理業務については、館内・外構・植栽について日々清掃・消毒・除草を行い施設・備品の美観・衛生の維持並びに汚損防止に努めました。

2 改修等

施設の保全や利用者の安全確保を目的とした改修について、鶴見区と協議し対処しました。

3 利用ルールの徹底

利用者相互が安全・快適に利用できるように、利用のルールの遵守をお願いするとともに利用後の点検を行っています。

イ 効率的な運営への取組について

1 業務・職種間連携

ケアプラザ内及び併設施設との業務・職種間連携を取ることで、部門間の役割を分担し、重複することなく多様なサービス展開を行いました。

2 経費節減の取組み

ランニングコストについて無駄を省くための取り組みを行っています。

(1)業務委託

施設管理について、入札等により適切な業者を選定するとともに、可能な業務はボランティアおよびスタッフにより管理し、質を確保しつつ経費の節減をしました。

(2)水道光熱費の節約

空調機についてはこまめに温度設定を行い、経費の節減に努めます。また、春季・秋季は外気導入により空調機の利用を極力抑制しています。

今年度も引き続き、電力不足緩和のため館内の節電を強化しています

ウ 苦情受付体制について

苦情解決に関しては、横浜市、法人が定める規程等に則り、次により体制を整え、解決に努めています。

1 苦情解決の窓口・手順を利用者(及び関係者)に書面により提示しました。

2 利用者・家族・代理人からの指摘に対して、常設の窓口である苦情相談受付担当者が迅速に関係者から聴取及び事実関係の確認を行いました。

3 意見箱を常置し、利用者からの意見の受付を行いこれに基づき、改善を行います。

4 法人で設置している第三者委員を書面により掲示しています。

5 ホームページや広報誌から Eメールによる苦情受付について周知しています。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

法令に基づく防災計画を年2回の防災訓練実施、設備・機器の保守点検をし、機械警備による不在時の防犯対策や、貴重品については施錠管理をするなどして、緊急時の体制づくりに取り組んでいます。また、デイサービス利用者や館内利用者に協力を要請し、合同で訓練に参加してもらうことで、さらなる課題の抽出と改善を図っています。

特別避難場所開設前後の訓練の実施および災害時要援護者受入訓練を地域と鶴見区と連携して行いました。防災備蓄在庫および使用可能状況の確認を行い、地域と共に地域の防災訓練や鶴見区災害ボランティアネットワークに参加し、機能と役割について周知しています。

また、施設内設備の確認（消火器・避難ばしご・非常ベル・ソーラーパネルからの電気使用など）の訓練をより一層強化しました。

オ 事故防止への取組について

マニュアルを設置し、インシデントや事故について報告書を作成し、防止に努めます。月1回の職員会議や各種部門会議・リーダー会議において、この報告に基づき具体的な事故防止の検討を行いました。また防災訓練を定期的実施し、事故発生時の安全確保を図るとともに、事故発生未然防止の取り組みを行いました。環境・設備についても日常的に目視・点検し、事故発生原因を取り除くことにより事故の発生を予防することに努めました。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

基本方針として、「横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令及び厚生労働省のガイドライン」を遵守し、利用者の個人情報の保護を図りました。また、法人が定める、「個人情報保護に対する基本方針」に基づいた体制を整え、適切な情報管理を行ないました。

当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、入職時および1回（年）以上、研修等を行いました。

個人情報の誤渡しなどの漏洩事故が起きないように2重チェック体制の徹底を図っています。

キ 情報公開への取組について

1. 利用者からの情報開示請求に対し、積極的な情報公開に努めています。
2. 個人情報保護に関する方針、事業計画・決算書などを掲示または閲覧用に設置しています。

ク 人権啓発への取組について

基本方針として、「横浜市人権啓発推進計画」の「人啓発推進の基本的考え方」に基づき取り組んでいます。

人権を当事者だけの問題としてではなく自分自身の問題として捉えることの出来る啓発を地域に対して行っています。

同時に、人権問題の解決への取組ができるよう職員への啓発（研修）を行っています。

ケ 環境等への配慮及び取組について

横浜市が行う G30 行動指針に基づいたゴミの減量と使用量の削減に取り組みました。空調機の設定温度を季節ごとに設定し、照明もこまめに不要時の消灯を行いました。

また、リサイクルに重点を置くとともにゴーヤなどのグリーンカーテンの設置を地域と協働で行い環境へ配慮しています。

上記事項について、職員研修・教育を行うとともに、利用者の理解・協力を得られるよう努めました。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

1. 管理者 主任介護支援専門員（兼務）
2. 担当者 ①看護師 1名 ②主任介護支援専門員 1名 ③社会福祉士 2名

《目標》

1. 住み慣れた地域で住み続けられるよう、自立支援に繋がる介護予防や認知症予防を行ないました。老人クラブや地域の会館に出向いて認知症について啓発活動を行ないました。
2. 介護予防・日常生活支援総合事業への対応を周知していきました。併せて地域の社会資源を関係者で共有できるように情報収集・発信に努めました。
3. 関係機関と交流する機会を多くし、医療・福祉の連携を深め、地域包括ケアシステムの構築を目指しました。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

● 交通費

実費負担はありませんでした。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 地域活動が可発で、町内会や自治会等の集会に参加させてもらう機会が多くありました。そこで介護保険の説明や認知症予防などの啓発活動を行ないました。
- ・ 2ヶ所の『元気づくりステーション』を月に6～7回開催して、体操や手芸など介護予防に取り組んでいます。
- ・ 各種の地域課題に対して、地域ケア会議や川のまちエリア会議を活用して、町会や民生委員など地域の方々と意見交換を行いました。
- ・ 地域を支えるケアマネジャーやサービス事業所との連携を深めて、良い支援に繋がるようにレベルアップを図りました。

《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
29	38	62	58	61	69
10月	11月	12月	1月	2月	3月
65	71	60	61	65	76

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- | | | |
|-------------|----|--------------------------|
| 1、管理者 | 1人 | |
| 2、主任介護支援専門員 | 3人 | |
| 3、介護支援専門員 | 4人 | (管理者と兼務1人、常勤専任2人、常勤兼務1人) |

《目標》

1、医療依存度の高い人への適切なアセスメント・ケアマネジメントを行いました。入院期間が短くなり、急性期を脱すると短期間で退院になる人が増えています。医療の知識を深め、アセスメントに生かし、適切なケアマネジメントを行えるように研修等に参加しました。

2、特定事業所として地域に貢献できるよう災害時におけるケアマネジャーの働きを検討し特別避難場所訓練などに参加しました。

3、制度改正があり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。該当する利用者が数名おりました。スムーズに対応していきました。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●交通費 通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問し、または出張する必要がある場合はその旅費（実費）に対する支払いが必要になりますが特に自費負担をお願いすることはありませんでした。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域に根ざした横浜市鶴見市場地域ケアプラザゆうづるとして、より一層ご利用者様が安心して住み慣れた地域での生活が送れるように努めました。

《利用者実績》（予防含む）

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
102	99	102	100	102	96
10月	11月	12月	1月	2月	3月
96	95	93	87	91	91

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎・入浴・食事サービス・機能訓練サービス・日常生活上の援助
健康上の確認・相談、助言等に関すること
- 口腔機能向上訓練(通所介護)

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

(要介護1)	745円
(要介護2)	878円
(要介護3)	1,015円
(要介護4)	1,152円
(要介護5)	1,289円
入浴加算	56円
口腔機能向上加算	168円

上記利用料には下記加算が含まれます

サービス提供体制強化加算 (I-2)

介護職員処遇改善加算 (I)

地域加算 (2級地)

- 食費負担 700円
- オムツ 100円
- パット 50円

- 実施地域以外送迎費・・・通常の事業の実施地域以外の地域に居住するご利用者
に対して行なう送迎に要する費用

・送迎距離片道10km未満：1回につき300円

・送迎距離片道10km以上：1回につき500円

《事業実施日数》 週6日（毎日曜日、12/29～1/3を除く）

《提供時間》 9：30～16：35

《職員体制》

- 管理者 1名（常勤兼務）
- 生活相談員 3名（常勤兼務）
- 看護師(機能訓練指導員兼務) 4名（常勤2名兼務、非常勤兼務2名）
- 介護職 17名（常勤4名兼務、非常勤13名）

《目標》

通所介護サービスを提供する事により、ご利用者がその有する能力の維持向上に努め可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう以下の取り組みを行いました。

- 1 来所時に看護師によるバイタルチェックを行い、健康状態を経過的に把握するよう努めました。
- 2 連絡帳等により、ご利用中のご様子やバイタルチェックの結果をご家族また関係者様にお知らせいたしました。
- 3 ご利用者に変化がある時は、ご家族や担当ケアマネジャーに報告を行ない、予防的な対応が出来るよう心がけました。
- 4 ニーズのある方には口腔機能向上の取り組みを看護師が中心となり行いました。

- 5 午前、午後に各30分程度の体操を行い、また運動器具を使用して機能訓練等を行い運動能力の維持につながるよう努めました。
- 6 通所介護計画をケアマネジャーのケアプランに基づき作成いたします。また、事業所としての事前のアセスメントを行い、ご利用者に適正なサービスが提供出来るように努めました。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- リフト付送迎車による自宅送迎があります。
- 浴室には車イスに座ったまま入浴出来るリフト入浴があります。
- 毎日のお楽しみ入浴を行います。（ゆず、菖蒲、みかん、お茶、ハーブ等etc）
- 歩行運動の一環として、季節によって敷地外にある公園、また敷地内にある庭園への散歩を行います。また、季節の野菜の栽培を行います。（栽培した野菜は昼食メニューに調理して提供いたします。）
- 個別レクリエーションの充実を図り、個人の活動の場を提供します。また、運動器具等を使用し運動の促進、楽しみながらの体力維持等を図ります。
- 介護ロボ「TANO」を導入し、レクリエーションや機能訓練で活用するだけでなく、静養室等従来死角となっていた場所の見守りでの活用も行う。
- 誤飲、誤嚥の予防を目的として昼食前には口腔体操を行いません。（体操を行なうことにより唾液の分泌を促し、誤飲、誤嚥の予防につながります。）また昼食後には口腔ケアを実施し、清潔の保持に努めます。
- デイサービスの見学ができます。（昼食・おやつ代 700円）

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
663	634	613	643	610	596
10月	11月	12月	1月	2月	3月
632	644	539	514	495	566

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 送迎・入浴・食事サービス・機能訓練サービス・日常生活上の援助
健康上の確認・相談、助言等に関すること
- 口腔機能向上訓練・運動機能向上訓練

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
- （要支援1） 1,890円
- （要支援2） 3,872円
- 口腔機能向上加算 168円
- 運動機能向上加算 251円

上記利用料には下記加算が含まれます

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

地域加算（2級地）

- 食費負担 700円
- オムツ 100円
- パット 50円
- 実施地域以外送迎費・・・通常の事業の実施地域以外の地域に居住するご利用者
に対して行なう送迎に要する費用
 - ・送迎距離片道10km未満：1回につき300円
 - ・送迎距離片道10km以上：1回につき500円

《事業実施日数》 週6日（毎日曜日、12/29～1/3を除く）

《提供時間》 9：30 ～ 16：35

《職員体制》

- 管理者 1名（常勤兼務）
- 生活相談員 3名（常勤兼務）
- 看護師 4名（常勤2名兼務、非常勤兼務2名）
- 介護職（機能訓練指導員兼務） 17名（常勤4名兼務、非常勤13名）

《目標》

介護予防通所介護サービスを提供する事により、ご利用者がその有する能力の維持向上に努め可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう、以下の取り組みをすすめました。

- 1 来所時に看護師によるバイタルチェックを行い、健康状態を経過的に把握するよう努めました。
- 2 連絡帳等により、ご利用中のご様子やバイタルチェックの結果をご家族また関係者様にお知らせいたしました。
- 3 ご利用者に変化がある時は、ご家族や担当ケアマネジャーに報告を行ない、予防的な対応が出来るよう心がけました。
- 5 午前、午後に各30分程度の体操を行い運動能力の維持につながるよう努めます。また、個人の状態に応じたきめ細かいプログラムを提供を実施し身心機能の維持向上に努めました。
- 6 介護予防通所介護計画をケアマネジャーのケアプランに基づき作成いたしました。

また、事業所としての事前のアセスメントを行い、ご利用者に適正なサービスが提供出来るように努めました。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 送迎車による自宅送迎があります。
- 毎日お楽しみ入浴を行ないます。（ゆず・菖蒲・みかん、お茶、ハーブ等）
- 運動の一環として、季節によって敷地外にある公園、また敷地内にある庭園への歩行運動を行います。また、季節の野菜の栽培も行います。（栽培した野菜は昼食メニューに調理して提供いたします。）
- 来所時には手洗い、うがい、昼食・お茶菓子の前には手洗いを実施し、感染症等の予防に努めます。
- 個別プログラムの提供により、個人の活動の場と社会的孤立感の解消を図ります。また、運動器具を使用して運動促進を図り体力維持に努めます。
- 誤飲、誤嚥の予防を目的として昼食前には口腔体操を行ないます。（体操を行なうことにより唾液の分泌を促し、誤飲、誤嚥の予防につながります。）また昼食後には口腔ケアを実施し、清潔の保持に努めます。
- デイサービスの見学ができます。（昼食・おやつ代 700円）

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
40	46	31	21	16	12
10月	11月	12月	1月	2月	3月
12	0	0	0	0	0

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

地域包括支援センターを柱とし、介護保険をはじめとした医療や福祉等さまざまな相談について対応します。日頃からの地域関係機関との顔の見える関係づくりや情報把握に努め、相談体制の強化に取り組みました。子育て支援等でのニーズ把握も行い、地域コーディネーターとも協働して、子ども・障害児者の相談等を受け付け、個別・地域の課題の明確化・および全体像の把握に努めました。

生活支援コーディネーターとも協働し、地域の課題把握を行い地域資源の増加につながるよう連携・支援を行いました。

特に障害関係の相談に関しては、「つるみ地域生活支援センター（「幹」相談室）」や「りんくるつるみ」との連携を図り、より専門的な相談にも対応できるよう行います。また、これらの問題（相談）が重複する場合など、区役所・区社協など各機関との連携を図り滞りのないよう配慮しています。

ケースの見直しを定期的に行い、支援内容について確認を行いケース対応の再検討を行いました。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

地域交流と地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターで毎月な会議を行ない、高齢者・児童・障害児者の情報を共有していきます。同時に早期の支援に繋がるように対応しました。

また、地域に必要な事業の実施やインフォーマルサービスの支援を協働して行いました。

つるみ地域生活支援センター（障害相談部門）との会議も継続し、地域課題を抽出するだけでなく、課題に取り組んでいます。

3 職員体制・育成

横浜市及び介護保険法に定める職員数並びに資格要件を遵守し、必要な職員体制の整備を継続します。また、より専門職としてのスキル向上を目指し法人内外の研修にも積極的に出席しました。

・職種・職能ごとの必要とされる資質の向上を目的とする業務研修の年間計画を策定しています。

・入職時に人権擁護・個人情報保護並びに必要な業務研修（リスクマネジメント、接遇、救急法等）を行いました。

・現任研修として、通所介護、地域活動・交流部門では月1回定例で全職員のミーティングを実施しテーマに沿った研修並びに日常的にOJTを実施しています。

・事業（所）ごとに月1回以上のミーティングを行い、チームとしての支援が行えているかの確認・後輩指導等を行いました。

他、業務に係る各種研修会や研修に参加し、ケアプラザとしての業務に係る情報収集を行い、資質の向上に努めました。

・研修内容（報告）については、職員会議で発表するなど職員間で共有できるようにしました。

4 地域福祉のネットワーク構築

地域の課題を地域と協働で解決できる体制をつくるため、地域の関係団体・関係機関との会合に参加し、生活支援コーディネーターを含む5職種が協働し、積極的に情報交換・調整・連携を行うとともに、福祉保健活動団体やボランティア団体同士が交流を持つ機会を提供し、連携を深めました。

「あいねっと」では、ケアプラザが把握した地域の情報、地域で展開している事業の情報やその課題等の共有を図りました。また、必要な連携や取組を地域の状況に合わせて提案し、地域住民との協働による地区別計画の策定・推進に努めました。

5 区行政との協働

関係市町村との連携

区の福祉保健計画や地域福祉計画・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等における地域ケアプラザの役割を充分理解し、区行政との協働に取り組みました。

- (1) 介護保険に関し、利用者から相談やサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格・要支援認定の有無およびこれらの有効期間を確認し、新規利用あるいは更新時において、遅滞なく要介護認定等が行われたための必要な支援を行い、行政と連携した制度運用に努めます。平成28年度は、介護予防・日常生活支援総合事業の、利用料・介護サービス等について分かりやすい説明を地域の方々に行いました。
- (2) 鶴見・あいねっと等地域福祉の向上にあたる事業に関して、行政計画の推進を協調して行うとともに、地域ニーズの施策への提言を住民と協働して行うなど地域コーディネートを行いました
- (3) 区の事業等にもケアプラザも積極的に協力し、企画・運営等に参加しました。
- (4) 個別支援や地域支援に取り組む中で把握した課題の解決に向け、区役所・区社協、関係機関と積極的に情報共有・課題に取り組みました
- (5) 災害時要援護者受入訓練等、区・地域と連携し毎年行っています。
- (6) SOSネットワーク構築の推進にむけて取り組んでまいりました。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

ケアプラザから遠い場所に住む親子のアウトリーチとして、市場小コミュニティハウスや育児教室等に参加した。保護者からのニーズとして保育園・幼稚園見学の要望を受け、見学会を2回実施した。コミュニティハウスとの共催事業である「クリスマスコンサート」「歌声喫茶」等でアンケートを実施。事業などに関するニーズを聞き取ることができました。
市場第2地区の広報誌「市2のサン」において、第2地区の老人会と協力して発行を行いました。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

「みなつるフェスタ」や「歌声喫茶」「鉄道フェスタ」等に写真サークル等の福祉保健活動団体に活躍していただき、活動の発展につながるよう支援しました。
PRシートやポスターを館内掲示等で実施し、新規参加者の募集を図りました。

3 自主企画事業

- ① ケアプラザから遠い地域にお住まいの方へのアウトリーチとして「出張カフェ」を実施。自治会館を利用し親子だけでなく誰でも参加可能な場とし、他世代間交流を図った。また、町会のサロンと連携し参加者を募るとともに、お互いの情報共有を実施や、既存の集まりに参加し自主事業等の案内を行いました。
- ② 派遣事業を通しアウトリーチを行い、それを基に自主事業を実施した。ボランティア交流会を実施に、担い手のニーズや情報交換等を行いました。
- ③ 生活困窮家庭の中学生学習支援をコミュニティハウス・民生委員・主任児童委員等と協働し実働を開始した。中学校や区役所と連携をはかりながら実施している。「男の料理教室」も引き続き実施。料理だけにとどまらず、地域活動への参加・協力を促し、孤立防止のための声掛けを実施しました。
- ③ 月3回の物販販売を通し障害理解・交流を図りました。区社会福祉協議会主催の「サマーフレンド」では、子育て支援会議「カフェコメット」が参加し交流をしました。市場地区社会福祉協議会との共催の「のど自慢大会」は年3回実施し、地域の方と歌を通して交流が出来ている。
- ④ 子育て世代の増加に伴い子育て支援のニーズ把握のために子育てサークルに聞き取りを実施しました。その中で老人会との多世代間交流を実施するとともに、写真サークルへの活動の場を提供し、その写真を展示会として地域の方に見て頂いた。
- ⑥ 横浜市国際交流学生会館との共催で「国際交流クッキング」を実施。食文化を通してお互いの交流や情報交換を実施しました。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ① 子育てボランティア交流会を実施。日ごろのボランティアの情報交換・共有をし、また新規ボランティアの発掘・育成のための「保育ボランティア講座」を企画・実施しました。
- ② 「ケアプラザ内の植栽ボランティア」の広報や「サンタ派遣」などの広報から新たな担い手を発掘した。また館内利用者にボランティア情報を提供するとともに気軽に参加しやすい工夫を図りました。
- ③ 七夕飾りを小中学生と一緒に行いました。夏祭りには、準備を一緒に行い、地域のイベントへの参加を促しました。クリスマスにはクリスマスツリーの飾りを小学生と未就学児と実施し交流を図った。福祉教育では鶴見総合高校・市場小・市場中・平安小にて実施。鶴見総合高校での福祉教育では赤ちゃんふれあい体験が3年目を迎えました。
- ④ ボランティアセンターと協同し「ウッドデッキで水遊び」「オール市場ゆうづる夏祭り」等にボランティアの受け入れを行いました。夏休みには中学生のボランティアの受け入れを行い、デイサービス等で体験を促した。地域の方や高齢者・子供との交流の場を作ることができました。
- ⑤ コミュニティハウス事業「麻雀サークル」等の利用者にボランティア活動の情報提供・紹介を行いボランティアの増加を図りました。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

総合相談は、職員の加配や生活支援コーディネーターの配置があり、4職種での対応が基本となります。地域コーディネーターとも必要に応じて協働していき、幅広い相談に対応できる体制を整えてまいりました。

複雑なケースが増えている為、各種相談機関との連携を深めて、より素早く適切な対応を行いました。

地域包括支援ネットワークの構築

民生委員・児童委員協議会や地区社協などの地域活動と、ケアマネジャー等の連携が緊密になるような働きかけを行なっています。

川のまちエリア会議では、医療・介護・地域の良い連携を目指しているので、多くの関係者が参加できる工夫をしました。

引き続き地域の強みや住民同士の繋がりを生かしたネットワークを目指します。ネットワークの一つとして、災害時の特別避難所訓練は、区役所や自治会などと協力して役割を確認しています。

地域ケア会議を活用するなど、一人暮らしや認知症への対応を地域と一緒に取組んでいます。

実態把握

民生委員・児童委員協議会や地区社協などの活動に参加して、地域の実態把握と地域課題の共有をしています。

町内会などの集まりに出席して、地域の取り組みや話題を、直接知る努力を続けています。

2 権利擁護

権利擁護

権利擁護が必要と思われるケースに迅速適切に対応できるよう、日頃より民生委員、見守り訪問員の方々をはじめ地域の方との連携に努めました。

成年後見制度講座を潮田地域ケアプラザと合同で企画した。民生委員、鶴見区内居宅介護支援事業所の協力にて実施し、(参加者 52名)学びを深めるとともに連携強化につながりました。

市場第二地区連合老人会の協力にて「終活」をテーマにした講座を実施した。協力医の講演会の他に、鶴見区エンディングノートの周知なども行いました。年に3回地域包括支援センター便りを発行し、成年後見制度や認知症に関する普及啓発を行いました。

地域高齢者向けの消費者被害未然防止に関わる講座の開催を行い、消費者被害や振り込め詐欺の防止に取り組みました。

高齢者虐待

地域の医療機関、民生委員との連携を強め虐待の予防や早期発見に取り組みました。知り得たケースに対しては、必要時安全面での即時の対応、区や包括で情報共有とともに事実確認について、ケアマネジャー、地域福祉施設等との連携で行いました。合わせて必要な支援や緊急時対応につなげられる支援体制の共有に努めました。また、必要時警察署とも連携して支援を行いました。

高齢者虐待防止講座実施に向け、デイサービス職員への聞き取りを行いました。

介護者のつどいでは、メンバー増員や交流を深めるためイベントを実施しました。（映画会、排せつケア講座、調理実習など）

認知症

認知症サポーター養成講座を地域の学校（参加者：平安小学校134名、市場中学校215名）や企業、地域組織の集まりなどで実施し住民へ認知症の方への理解を深める機会となった。昨年に引き続き、区域の地域包括支援センター、地域の病院やキャラバンメイトと連携し講座を開催した。（川エリア講座、鶴見総合高校講座）

「わになるネット」について、ケアマネジャーなどへの周知に力を入れました。合わせてケアマネジャーや民生委員等との同行訪問を積極的に行い、課題共有に努めました。区役所との定例会などを通して地域での見守り体制について共有しました。

ほがらか教室、つるかめサロンなどの自主事業や共催事業でも認知症予防を取り入れたプログラムを実施しました。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

総合支援事業への移行が進む情勢の中、利用者家族へ、制度の変更内容だけでなく、利用料など身近で具体的な事柄まで丁寧に伝え、大きな問題なく受け入れができました。心配や不安から意欲が損なわれない様に伝え、自立支援を再確認しました。

介護予防サービスをより有効に利用できるよう、個別での身近な目標設定や、細かな生活の助言を行うなど、その人それぞれの生活歴や趣味や思考にあった介護予防プラン作成ができました。

現状の今ある介護保険サービス事業だけでなく、元気づくりステーション、地域のインフォーマルサービス、介護予防活動も情報提供し、プランの中の一つとして利用をすすめました。

民生委員さん近隣のかたの見守りも含め、地域の方々の支援も視野に入れ利用者さんの地域での関係作りもすすめました。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

川のまちエリア会議や地域ケア会議は、各種機関の取り組みを一緒に検討できる場になっています。今年度も関係機関と地域住民が直接話せる機会を用意して、それぞれの役割を理解していく場として努めました。

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、地域活動と介護サービスの垣根が低くなっているので、地域で出来ることを一緒に考える機会を増やします。

医療・介護の連携推進支援

入院期間の短期化や在宅での医療対応など、連携する場面が増えています。事例を基に話し合うなど、それぞれの役割や考え方を理解し合う機会を作ります。

併せて、総合病院の医療相談員や訪問看護とケアマネジャーが良い連携をとれるように、交流を深めています。

ケアマネジャー支援

介護予防・日常生活支援総合事業のスタートにより、地域活動を意識していかなければなりません。地域活動やケアプラザ・地域包括の活動を今まで以上に発信していきます。

同時に、地域ケア会議等を活用して、ケアマネジャーが地域住民と関わり易くなるような取り組みをしています。

また、ケアマネジャーが障害者制度や医療制度などの知識を得られる機会を作っています。

新人・新任ケアマネジャーには、ケアプランなどの指導を行い、サポートしていきます。困難ケースも増えているので、ケアマネジャーと一緒に検討する姿勢を大切に致します。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

引き続き、地域包括ケアシステム構築に向けた活動を行ないました。川のまちエリア会議や在宅ケアネットワークの他にも、わになるネットが始まったので、更なるネットワークの広がりを目指しています。

介護予防事業

介護予防事業

横浜市介護予防普及強化事業として、介護予防講座を市場地区、第二地区において実施し、啓発活動とその後の継続した地域での介護予防活動に取り入れつなげる支援ができました。

自主事業では、新規の参加者を増やし、活動の活性化と、参加者に自主的にかかわってもらうよう計画実施できました。また、参加者が自分の地域に持って行き、ボランティア活動や地域の介護予防活動へつながりました。

元気づくりステーションでは、負担なく継続できる活動をともに相談し、民生委員さんと連携し、独居の方や閉じこもりの方に参加してもらえるようなプログラムを考えていきました。

保健活動推進員や老人クラブ、自治会と連携しながら、今ある地域での健康づくりの場の認識と交流を図っていく。

生活支援コーディネーターと協力し、地域のニーズにあわせた新たなコミュニティの構築や、継続しやすい介護予防ツールなどの情報を発信していきます。

その他

コミュニティハウスとの連携

コミュニティハウスとの併館を活かし、それぞれのネットワークを活用して多様なテーマでの事業展開を行い、幅広い年代の方々に地域ケアプラザを利用して頂けるよう努めます。また、利用者の福祉保健活動へのきっかけづくりに協働で取り組みました。

また、11月の児童虐待防止月間では、共催での啓発事業を企画しています。

同様に地域の方々と協働し、地域の課題や担い手などの問題について検討する機会を増やし、新たな社会資源の開発やネットワークの構築に努めます。状況に応じて、地域ケア会議への参加等も検討しています。

コミュニティハウスは投票場としての機能もあり、初めて「ゆうづる」を訪れる方も多くいらっしゃいます。この機会を利用して館内に「ゆうづる事業紹介」「地域の活動紹介」などを掲示するなど、初めて来られる方に「ゆうづる」の周知を行い、次に繋がるための工夫を継続して行うよう努めました。

平成28年度 地域ケアプラザ収支報告書

施設名: 鶴見市場地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護 ・ 第1号通所介護	認知症対応型 通所介護	生活支援体制 整備事業
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援					
収入	指定管理料等収入	18397	28446	146			287			5789
	介護保険収入				987	13939	69526	4145	12219	
	その他									
	介護予防ケアマネジメント費				739					
	認定調査料					564				
	利用料・参加費	362	3				5592		2325	
	雑収入その他収入	3					62			
収入合計(A)	18762	28449	146	1726	14503	79612	14544	5789		
支出	人件費	11985	26545			16553	54345	9310	3681	
	事務費	1986	1699		265	314	7769	1407		
	事業費	964	557	146		54	6465	1049	29	
	管理費	2255	600			157	5025	1266		
	その他									
	施設使用料相当額						3192	798		
	消費税/積立金	959					789			
指定管理料戻入その他		105								
支出合計(B)	18149	29506	146	265	17078	77585	13830	3710		
収支 (A) - (B)	613	-1057	0	1461	-2575	2027	714	2079		

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載してください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。